

基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況

令和 4 年 11 月 30 日
政策統括官(統計制度担当)

基幹統計の名称	作成者	主な変更事項	通知の受理年月日
国民経済計算	内閣総理大臣	令和 4 年 12 月に公表する国民経済計算から、以下のとおり、作成方法を変更 <ul style="list-style-type: none">四半期別 GDP 速報における建設補修（改装・改修）の推計の基礎資料として用いている「建築物リフォーム・リニューアル調査」（国土交通省）について、新たにその四半期情報を利用	R 4 . 11 . 18

（注）統計法第 26 条第 1 項では、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならないと規定されている（当該作成方法を変更しようとするときも同様）。

本表は、この規定に基づいてなされた通知の概要を整理したものである。